

第3回サイバーポート進捗管理WG（港湾物流分野）

議事要旨

日時：令和6年6月20日（木） 13：15～15：15

場所：航空会館7階大会議室（701、702、703）（対面+WEB 併用）

1. サイバーポート（港湾物流）のこれまでの取組状況、今後の利用促進策及び機能改善、検討課題等について、それぞれ事務局から説明した後、意見交換を行った。
2. 参加者から、以下のような意見があった。
 - ・ 荷主である商社の立場からは、電子帳簿保存法対応が重要な課題となっている。具体的には、NACCS上の許可データを自社の商流と紐付けて保存する必要がある。このため、通関業連合会のシステム（CCIS）を利用して許可書データを一式取得する社、外部ベンダーのシステムを利用してNACCSから許可情報を取得する社などがいると承知している。サイバーポート（港湾物流）では、NACCSへの申告業務が実施可能だが、NACCS許可情報の輸出入者への連携方法について、現状の一度ExcelファイルやPDFなどに出力した上で共有するという対応では、電子帳簿保存法の観点では不十分である。許可データについては、データでの提供を検討いただきたい。
 - ・ 荷主を始めとしたサイバーポート（港湾物流）の参加者が増えることで、スケールメリットを活かした一層の機能向上を図り、現状利用しているシステムを使い続けるより、サイバーポート（港湾物流）を導入する方がメリットが大きいと港湾事業者に認識していただけるよう、今後とも使い勝手の良いシステムの構築、幅広い周知をお願いしたい。
 - ・ 統計精度向上の取組について、経由港や最終船卸港の情報は、船会社だけでなくターミナルも保持している。外国では国の管理の下でデータを取扱う場合は企業側も協力する機会が多いので、国土交通省名義で船会社に対する協力依頼書を発出するのはいかがか。
 - ・ CONPASでの搬入表事前照合においては、海貨事業者の自社システムでの入力情報との二重入力課題と考えている。その解決に向けてはサイバーポート（港湾物流）と海貨事業者の自社システムとの連携を期待しているが、現状どのような連携項目となっているのか、どの程度の社と連携が進

んでいるのか。

- サイバーポート（港湾物流）における搬入情報の事前照合機能の実装に向けた取組は鋭意進められているところだが、陸運事業者がサイバーポート（港湾物流）に登録した目的が早期に達成されるよう、国土交通省のリーダーシップのもと、引き続き取組の加速化をお願いしたい。
- CP と CONPAS の利用料金はどのような整理になるのか。
- VGM 伝達方法について、電子化の義務化をしてほしい。一律義務化が難しい場合は、電子化の障壁になっているのは何か、まずは実態把握を進めるのはいかがか。
- 搬入票と VGM の電子化については、内航のコンテナ船という立場でも、船舶の運航安全と手続の正確性の担保の観点でも大変意義のある取組だと思うので、積極的に進めてほしい。
- 危険物明細表を電子化することも意義があるのではないか。
- 陸運会社としては、例えば EIR や荷主との間で行っている送り状や受領状もペーパーレスになればいいと思う。
- 来年頃までにシステム構築は終えたいという気持ちはあると思うが、皆様の要請を反映しながらシステムを成長させてほしい。それにより、システムの利用者とサービスの質の向上に繋がると思う。

以 上